平成２２年（フ）第６１９１号
大阪市淀川区西中島６丁目２番３号
破産者　有限会社エルテクノス
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０４２号
大阪市淀川区木川東３－５－15、商業登記簿上の本店所在地大阪市淀川区木川東２丁目５番41号
破産者　有限会社商栄
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３３３号
奈良県北葛城郡河合町大字池部101番地１
破産者　株式会社ＢＳＪＡＰＡＮ
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５７４号
大阪市生野区巽北１－25－12、商業登記簿上の本店所在地大阪市生野区巽北２丁目２番４号
破産者　玄海ゴム工業株式会社
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５８１号
大阪府寝屋川市太秦東が丘16番22号
破産者　株式会社ＴｓＭ
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６３０号
大阪市東住吉区公園南矢田３丁目10番９号
破産者　有限会社ダイゼンインテリアテクノ
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５２１号
堺市堺区浅香山町３丁４番28号
破産者　株式会社河喜建設
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０４７号
兵庫県西宮市鞍掛町６番25号
破産者　株式会社新和電工社
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２０年（フ）第５６６号
兵庫県姫路市網干区大江島35番地の１
破産者　望月木材株式会社
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３２６号
岡山県総社市福井172番地２
破産者　有限会社晃和
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第４３９号
徳島県吉野川市鴨島町牛島3258番地の１
破産者　株式会社日鳶
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８４１号
北九州市小倉南区朽網西１丁目９番34号、破産手続開始決定時の住所北九州市小倉北区今町３丁目17番22―705号
破産者　有限会社ＨＥＲ
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２５５４号
神奈川県藤沢市湘南台１丁目６番地７
破産者　株式会社ブロード
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５７４号
岐阜県各務原市那加太平町１丁目158番地
破産者　有限会社丸証産業
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１４３号
岐阜県瑞穂市只越1064番地３
破産者　棚瀬　紀廣
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１４４号
岐阜県瑞穂市只越1064番地３
破産者　棚瀬　益子
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５７１号
岐阜市羽衣町１丁目10番地　ＲＯＡ　Ｂｕｉｌ　ＡＮＮＥＸ　303号室
破産者　黒住　　誠
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４４０号
愛知県一宮市大和町南高井字中ノ町67番地22
破産者　株式会社リライアンス
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第４７６号
岐阜県羽島市竹鼻町飯柄261番地
破産者　ＫＡＮＳＡＩ　ＳＥＲＶＩＣＥ有限会社
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１６７号
香川県さぬき市志度1915番地９
破産者　株式会社エストホーム
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第６７７号
長崎県長崎市竿浦町1097番地１
破産者　株式会社パワフル
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４４４号
長崎県長崎市上戸石町1702番地
破産者　有限会社陣野組
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係